

固定資産税グループからのお知らせ

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、2月28日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

なんば市税事務所 固定資産税グループ
☎4397-2957(土地) ☎4397-2958(家屋)
※問い合わせ可能日、可能時間(平日9:00~17:30(金曜日9:00~19:00))

固定資産税(償却資産)について

船場法人市税事務所
固定資産税(償却資産)グループ
☎4705-2941 FAX 4705-2905
※問い合わせ可能日、可能時間(平日9:00~17:30)

感染リスク軽減のため
確定申告は自宅からe-Taxで!

所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告会場は梅田スカイビルです。

開設期間 2月16日(水)~3月15日(火)
(土・日・祝日を除く)9:15~16:00

会場 梅田スカイビル タワーウエスト10階
アウラホール(北区大淀中1-1-30)
※会場への入場には、入場整理券(オンラインで事前発行又は当日配付)が必要です。

確定申告書等
作成コーナー



国税庁動画
チャンネル



問合せ 東税務署 ☎6942-1101(代表)
南税務署 ☎6768-4881(代表)

「障がい者控除対象者認定書」をご存知ですか

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合せ 保健福祉課(保健福祉)4階43番
☎6267-9857

障がいのある方の交通乗車証及び
タクシー給付券の更新手続きについて

令和4年度分の交通乗車証及びタクシー給付券の交付には、更新申請書の提出が必要です。令和4年1月下旬にお送りした申請書に、氏名と電話番号をご記入のうえ、2月8日(火)までに同封の返信用封筒にてご返送ください。期限までに提出されなかった場合、令和4年4月1日までに交通乗車証及びタクシー給付券を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

問合せ 保健福祉課(保健福祉)4階43番 ☎6267-9857

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における
令和2年度分の申請勧奨通知の発送について

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和2年8月1日から令和3年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合より、3月上旬に申請勧奨通知がお手元に届くよう発送しますので、書類が届いた方は、必要事項をご記入のうえ、同封の封筒にて返送してください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎4790-2031
※問い合わせ可能日、可能時間(平日9:00~17:30)

介護サービス利用にかかる費用の
医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した費用やおむつを購入した費用については、医療費控除の対象となる場合があります。介護サービス事業者等が発行する領収証に、医療費控除の対象となる額が記載されることとなっています。詳しくは大阪市HPまたは保健福祉課(介護保険)までお問合せ下さい。

問合せ 保健福祉課(介護保険)4階41番
☎6267-9859



大阪市HP

自転車レーンを設置しています

本市では、自転車の「車道左側通行ルール」を周知・徹底することを目的に、都心部の幹線道路を中心に自転車レーン(自転車マークや矢印等の路面表示)を整備しており、中央区内では、今年度、上町筋の京阪東口交差点~馬場町交差点に連続的な路面表示の設置を行います。

自転車は、交通ルールを守り、車道の左側を通行しましょう。また、自動車は、自転車の通行に注意するとともに、通行の妨げとなる迷惑駐車をやめましょう。

問合せ 建設局企画部 方面調整課
(自転車施策担当) ☎6615-6811



自転車の通行位置・方向を明示

中央区社会福祉協議会 ふれあいセンターもも

申込先・問合せ 上本町西2-5-25 ☎6763-8139 FAX 6763-8151 Email chuo-tiiki-katudow@shakyo-osaka.jp

中央区社会福祉協議会 見守り相談室からのお知らせ

地域で見守るために

要援護者名簿登録にかかる
同意書を返送しましょう

見守り相談室では、大阪市福祉局からの行政情報をもとに地域の「見守り対象となる方」に同意書を発送・同意確認を行い「要援護者名簿」を作成しています。同意確認できた方の情報を地域に提供し、地域の見守り活動につなげています。

- 対象の方
・高齢者(要介護者3以上、要介護2以下でも日常生活自立度II以上の方)
・身体障がい(1・2級)
・肢体不自由(3級)
・視覚障がい・聴覚障がい(3・4級)
・音声言語機能障害(3級)
・精神障がい(1級)
・知的障がい(療育A)
・難病患者(人工呼吸器装着等の医療機器への依存が高い人)

地域における要援護者の
見守りネットワーク強化事業



災害時における、安否確認に活用されます

郵送物



うす黄色の封筒でお送りしています

同意書の返信にご協力ください

ゆめまるくんの
安全・安心コーナー

車上ねらい多発!!

中央区の発生件数
121件
(令和3年11月末現在)



車上ねらいの被害にあわないために...
たとえ少しの間でも、車から離れるときは
・窓を閉め、ドアの鍵はしっかりかけよう!
・貴重品や荷物は車内に残さない!

車内カラッポ宣言!!

中央区役所では、車内カラッポ宣言車シート(すべり止めマット)を配布しております。ぜひご活用ください。



問合せ 市民協働課 ☎6267-9939

警察コーナー

東警察署 ☎6268-1234
南警察署 ☎6281-1234



「運転免許証の自主返納」について
考えてみませんか

加齢に伴って身体機能は低下していくので、交通事故を起こすリスクが高くなっていきます。

運転免許証は自主的に
返納することができます

- 運転中にヒヤリとすることが多いと感じた方
●運転すると疲れを感じるようになった方
●家族や医師から運転を心配されている方...など
自主返納を考えてみてはいかがでしょうか?

運転免許証を返納された方、または運転免許を失効した方は公的な身分証明書として生涯使える「運転経歴証明書」の申請・交付を受けることができます。

詳しくは、警察署交通課または運転免許試験場へお問合わせください。

消防コーナー

中央消防署(内本町2-1-6)
☎6947-0119 FAX 6942-5745



あなたのお宅・お勤め先は大丈夫?

冬の寒い時期は、1年の内でも火事が多く発生します。家族や地域の皆さんで、「火の用心」を心がけましょう!

- たばこ...寝たばこはダメ!
吸い殻は水で完全に消火!
●こんろ...調理中は離れない!整理整頓!
衣服への着火に注意!
●電気配線...タコ足配線はダメ!ほこりを掃除!
●ストーブ...寝るときは消す!
燃えやすい物は近くに置かない!

「火の用心アプリ」をご覧いただき火災予防について学びましょう。火災になる原因や注意すべきポイントを、30秒の短い動画でチェックできます。「火の用心アプリ」詳しくはこちら▶



令和3年度 大阪市防火標語
人と人つなぐ命は 防火から
(乾 加奈さんの作品)